

後期高齢者医療制度

問合せ先

●大阪府後期高齢者医療広域
連合資格管理課
(☎06・4790・2028)
●国保年金課

令和8年度から

保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定されています。令和8年度から、従来の保険料（医療分）に加え、児童手当の抜本的拡充など、子ども・子育て世帯への給付に充てるため、子ども・子育て支援金分の保険料（子ども分）を算定します。なお、子ども分については、令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。

年間の保険料 賦課限度額87.1万円
医療分 賦課限度額85万円
+
子ども分 賦課限度額2.1万円

▶令和8・9年度
保険料の算定方法（大阪府）
※子ども分は8年度のみの料率

■保険料の軽減

①均等割額の軽減…世帯の所得

水準に応じて保険料の均等割額（66,304円）が左表の割合で軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	均等割額（年額）
【基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき	7割※	18,591円
【基礎控除額（43万円）+31万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき	5割	33,151円
【基礎控除額（43万円）+57万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき	2割	53,042円

※特例措置による医療分の軽減割合…7.2割

②会社の健康保険などの被扶養者

であった人の保険料の軽減…後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人も、保険料を負担していたことになりません。当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。

③留意事項…軽減対象となる人の

判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供され

た所得情報に基づいて行いますので、原則、被保険者のみなさんから申請をする必要はありません。

※所得情報がない場合は判定ができませんので、市区町村の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告が必要です。

■保険料額のお知らせと納め方

①特別徴収（年金から納めていただく）の人…介護保険料の徴収対象となつている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、対象となる年金額の1回当たりの年金受給額に対して2分の1を超えない人は、原則、年6回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

②普通徴収（口座振替や納付書

で納めていただく）の人…特別徴収以外の人は、口座振替や納付書で納めていただきます。今年7月に令和8年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書（納入通知書）の方法により9期（7月～翌年3月）で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

■仮徴収（令和7年中の所得が確定するまでの仮納付…4・6・8月）

①令和8年2月に保険料を特別徴収された人…4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。

※6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断すれば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

②令和7年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人…令和7年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、確認してください。

※令和7年度に引き続き、普通徴収（口座振替や納付書）で納めていただく人は、仮徴収は行われません。

■本算定後の特別徴収

令和8年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に

「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。10・12・2月の年金受給時に、令和7年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

■国保から後期高齢者医療制度へ移行される人へ

現在、国保で特別徴収（年金天引き）となつている人や、口座振替により保険料を支払っていたら、後期高齢者医療制度に加入した最初は、納付書払いとなります。納付忘れを防ぐために、口座振替の申込をしていただきますようお願いいたします。

■第10期（令和8・9年度）保険料改定における保険料の主な増加要因

①給付費の増加…大幅な診療報酬改定や医療の高度化などの影響により、被保険者1人あたりの給付費の増加が見込まれます。

②高齢者負担率の増加…被保険者が負担する高齢者負担率が、第9期の12・67%から第10期の13・27%へ引き上げられました。